

観音寺市空き家リフォーム事業補助金 申請の流れ

注意

※申請を検討される場合は売買契約前にまずご相談ください！ 予算の範囲内で運用しているため申請状況によっては“一時受付停止や受付終了”とする場合がございます。ご了承ください。

①補助金申請前の確認

- ◆対象となる物件は「観音寺市空き家バンク制度」に現在登録されている物件もしくは登録されていたもので、売買契約（※）が成立した物件ですか？
- ◆「観音寺市空き家バンク制度」で売買契約（※）してから、1年以上経過していませんか？（契約書の契約日を基準にします）
- ◆市内業者（本社が観音寺市にあること）を利用して事業を実施することについて、ご承諾いただけますか？
- ◆申請する年度の2月末までに施工完了し、実績報告手続きをできますか？
- ◆市税、保険料等を完納していますか？
- ◆この補助金を利用して、既にリフォーム・不要物撤去を行ったことのある物件ではありませんか？

※…「不要物撤去」補助申請の場合は賃貸借契約の物件も対象（申請は所有者等に限り）となります

空き家バンク物件登録者（所有者等）が行う場合

補助金の交付を受けた日から起算して3年間、空き家バンクに登録していただくことに同意いただけますか？

空き家バンク物件購入者が行う場合

補助金を受けて3年以内に転居または転出しないことに同意いただけますか？

（購入した物件の住所に住民票を異動することが前提です。）

※物件を購入する前の住居が県内にある場合、空き家とならないように適切に管理していただく必要があります。

上記を満たす場合
お申込み可能です

②補助金交付申請書の提出

下記書類を政策部ふるさと活力創生課までご提出ください。

- 空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 承諾書（様式第2号）
- 空き家の所有権が確認できる書類（所有者等が申請する場合）
- 空き家の売買契約書の写し（購入者等が申請する場合）
- 市税の完納証明書
- 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書の写し
- 補助対象事業予定箇所の現況写真

③審査、補助金の交付決定

申請書類の内容審査（必要に応じて実地検査）を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

④リフォーム工事等の実施

交付決定通知を受領後、市内業者に依頼してリフォーム・不要物撤去等の事業に着手してください。**※事前着工すると補助金が交付できませんので、絶対にしないでください。**

補助の対象となるリフォーム工事

台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などのリフォーム工事

補助の対象とならない工事

- ・外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の改修工事
 - ・エアコン、照明等の住宅構造の改修工事を伴わない機器類の購入や設置工事
 - ・浄化槽設置工事
 - ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - ・他の補助事業により整備する工事
- など

⑤事業の変更等

申請内容を変更・中止しようとするときは、**空き家リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第4号）**を提出してください。
承認することが適当と認めるときは、**空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）**で通知します。

申請した年度の2月末
までに提出

⑥実績報告書の提出

事業完了後すみやかに、下記書類をふるさと活力創生課までご提出ください。

- ・空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ・空き家転居後の住民票の写し（購入者の場合）
- ・補助対象事業に要した費用の内訳及び支払が確認できる領収書の写し
- ・補助対象事業を実施した箇所の写真
- ・廃棄物の処理が適切に行われたことを確認できる書類の写し（不要物撤去の場合）
- ・補助金の振込先が分かる預金通帳またはキャッシュカードの写し

⑦補助金の額の確定

報告書類の内容審査（必要に応じて実地検査）を行い、補助金交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、**空き家リフォーム事業補助金確定通知書（様式第7号）**により通知します。

額の確定通知を受けたら、**空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第8号）**を提出してください。